

平成19年1月30日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 夏目亜裕子

平成14年(ワ)第27907号損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成18年5月24日

判 決

当事者の表示 別紙1「当事者目録」記載のとおり

(目次)

	主文	7
	事実	7
第1	請求	7
第2	事案の概要	7
第3	当事者の主張	7
1	原告らの主張	7
2	被告の主張	7
	理由	7
第1	当裁判所の判断の概要	7
第2	認定事実	8
1	原告らが孤児となった経緯及びその背景事情	8
(1)	満州国の建国宣言に至る経緯など	8
(2)	日本政府による満州国への移民政策	14
ア	試験移民	14
イ	大量移民政策とその実施	14
ウ	大量移民の実情	15
エ	原告らの満州への移住経緯等	17
(3)	ソ連の対日参戦と日本人孤児の発生	17
ア	ソ連の対日参戦に至る経緯	17
イ	日ソ開戦, 敗戦, 武装解除, 日本人のソ連領への移送, 各地の越冬の状況	

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実

第1 請求

被告は、原告らに対し、それぞれ3300万円及びこれに対する平成15年3月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、第二次世界大戦の終結前後、中国東北地方（以下「満州」、甲国東北部」ともいう。）において孤児となったいわゆる中国残留孤児である原告らが、被告の公務員が原告らを早期に帰国させる義務（早期帰国実現義務）及び帰国した原告らの自立した生活を支援する義務（自立支援義務）に違反し、その違反により、普通の日本人として人間らしく生きる権利を侵害されたとして、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、それぞれ3300万円（慰謝料3000万円と弁護士費用相当額300万円の合計）及びこれに対する平成15年3月4日（訴状送達の日）の翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めらるる事案である。

第3 当事者の主張

- 1 原告らの主張
別紙2「原告らの主張、記載のとおり
- 2 被告の主張
別紙3「被告の主張、記載のとおり

理 由

第1 当裁判所の判断の概要

当裁判所の判断は、(1)原告らがいわゆる中国残留孤児となった原因として、戦

b 日中国交回復後について	159
(a) まとめ	162
オ 条理について	162
(2) 早期帰国実現義務の存否についての判断のまとめ	163
3 早期帰国実現義務懈怠の主張について	164
(1) 原告らの主張の要旨	164
(2) 国が中国残留孤児の帰国に関してとった主な措置と経過の要約	165
(3) 上記の措置と経過に対する評価	168
(4) 日本政府による帰国妨害があつたとの主張について	169
ア 未帰還者特別措置法の制定と運用及び留置法の運用について	169
イ 身元判明者の帰国手続について	170
第4 自立支援義務違反について	170
1 被侵害利益について	170
(1) 原告らの主張する被侵害利益	171
(2) 原告らの主張する損害及びその性質	171
2 自立支援義務の存否について	173
(1) 自立支援義務の根拠について	173
ア 憲法	173
イ 国際法・条約等	174
ウ 法令	174
エ 先行行為に基づく条理上の義務	175
(2) 自立支援義務の存否に関するまとめ	179
3 自立支援義務違反の主張について	179
(1) 現実にとられた自立支援策の概要	179
(2) 日本政府がとった自立支援策に対する評価について	181
第5 原告らの主張する共通損害について	181

中隊は、後退の命令が到着せず、12日に定地でソ連軍と交戦して損害を受けて後退し、退却中の18E、果山（林西西東約70km）付近でソ連軍に追及されほぼ全滅の損害を被った。

1 口南滿地区（別紙A参照）

新京、四平、奉天、撫順、遼陽、安東、通化、臨江の各地では第3方面軍の三力が配置され、戦闘準備中に停戦となり、現地心忍者等の解散又は自由行動に移ったものが多かった。

(イ) 日ソ開戦に伴う満州在留邦人の行動

a 東瀋方面

(a) 三江省

撫遠等国境の邦人は撤退ができず、多くが戦闘によって死亡又は自決した。佳木斯市及び鉄道沿線のものは、8月10日から鉄道により、また一部は松花江を船により綏化、ハルビン、長春に避難した。奥地の邦人は徒歩で佳木斯に向かう途中、ソ道及び現地人の攻撃のため多くの死亡者を出し、佳木斯以南に避難できたものはずかであった。佳木斯南地域にあった開拓団は、徒歩で依蘭、方正に向かったが、土匪（反日武装集団）のために全滅的な打撃を受け、集団自決をしたり、ようやく方正に到着し得たものが方正周辺に分散して越冬した。

(b) 東安省

鉄道沿線の邦人は列車によって牡丹江、ハルビン、長春、瀋陽までも避難できたが、鉄道を利用し得ない開拓団に於ては、徒歩にて勃利經由嶺道河子以南に後退するよう軍及び省の命令が出された。虎頭河の邦人は軍の陣地に收容され、激戦の末軍隊とともに玉砕した。匪境に近い開拓団もソ連軍の攻撃により大半が全滅した。避難行動に移ることのできた邦人群は、局長、市長、団長の指揮の下、虎林線に沿い、または宝清-勃利-ハルビン道に沿って避難を開始したが、途中、京安駅での軍用弾薬の爆発、ソ連軍の爆撃・砲撃や機銃掃射、長距離の避難の間の病死、戦車による攻撃、土匪の攻撃など、佐渡開拓団跡におけるソ連軍の砲撃など著名なもの

をはじめとして無数の事件により多数の死亡者・行方不明者を出した。避難した主力はヤプロニー、ハルビンを経て長春に、一部は敦化、吉林を経て長春、瀋陽に、また、東京城を経て延吉に到着し、それぞれ越冬した。中南滿まで避難できずに勃利付近で越冬した邦人群もあった。

(c) 牡丹江省

東寧正面では列車で避難したものは延吉へ、徒歩のものは口中を東京城に出た後分散して個別の行動をとった。綏芬河正面では約400名が列車で避難したが、他は天長山陣地に收容され、軍とともに玉砕した。徒歩で牡丹江に出たものは牡丹江から列車でハルビン、長春、瀋陽へ避難して越冬した。これらの避難行動中、爆撃、ソ連軍や土匪の攻撃により多くの死亡者を出した。

(d) 間島省

開戦と同時に国境付近の邦人はまず琿春に集結して延吉へ、後方地区の邦人は山間部で現地にとどまったもの以外は延吉へ向かって避難した。この間、図們駅で避難列車の爆撃により約300名が死傷した。終戦後の延吉には北部から多数の避難民が到着し、当時集まった避難民は2万7000名といわれ、その一部はさらに吉林、長春方面に避難した。延吉市の混雑はその極に達し、食糧不足のため省内の邦人既住者と匪団員は、ソ連軍の命令により老人病弱者などを残して自宅及び亓地に帰り、難民を延吉市内の收容所及び民家に收容した。このほか北鮮で逮捕された邦人、警察官、司法官、行政官等約3500名及び多数の軍人が平壤、興南方面から送りこまれて延吉に收容された。

b 北瀋方面

(a) 黒河省

開戦と同時在郷軍人は全員臨時召集されて防衛任務につき、その他の邦人は鉄道沿線のものは列車を利用して北安、ハルビン、長春に退避することができたが、交通不便な地にあつたものは集団となって小興安嶺を越えて南下し、途中、ソ連軍、満蒙、オロチョン族等から攻撃を受け、また長途の難路のため病弱者、老人、妊婦、

幼児等は途中に残置する惨状のもと、40余日を費やして孫呉、北安、嫩江に到着越冬した。一部のものには、さらにハルビン、チチハル、長春、瀋陽に率下した。黒河衛は、入ソする者（捕虜）やシベリアより滿州への病弱者を逆送するための中継点となり、多くの死亡者を出した。

(b) 北安省

終戦に伴い、省の北部及び黒河省からの邦人は北安、嫩江に集結し、省南部の邦人は綏化に集結した。これらの邦人は三江省からの多数の難民とともにさらにハルビン、長春、瀋陽、チチハルに率下したが、現地で越冬を余儀なくされたものも少なくなかった。開拓団員や義勇隊員等で軍人とともに強制的に入ソさせられた者が多かったが、その大部分は非軍人であることが逐次判明し、北安に送り返された。

c 西北満方面

(a) 興安北省

国境の滿州里市は開戦と同時にソ連軍の進入を受け、国境警備隊員及び鉄路警護隊員はほとんど全員戦死し、その他の邦人は逃避するいとまなく全員抑留の後、男子はソ連領に送られた。婦女子は10月に入りようやくハルビンに送られ、一部はさらに長春、瀋陽に率下した。ソ満国境の小都市の邦人は、興安省を越え、途中、オロチョン族や白系ロシア人の襲撃のため死亡者を出しつつ嫩江沿いに到着した。ハラル市付近の邦人は、9日の爆撃と同時に避難命令が出され、同日中にチチハル、ハルビン方面に避難を完了したが、爆撃により相当数の死者を出した。警察隊員とその家族はハラルの軍陣地に入り、軍とともに10日間にわたりソ連軍と交戦し、多数の戦死者を出し、婦女子の多くは自決し、その他のものはチチハル、ハルビンに向かつて避難した。

(b) 興安東省

鉄道沿線の邦人はチチハル及びハルビンへ避難したが、一部の開拓団は団地に残留し、現地住民の襲撃を受け悲惨な最期を遂げた。残余の開拓団は札蘭屯、チチハル、嫩江に集まって越冬した。

(c) 興安中省

かねての計画に基づき、省の北部を経て長春に避難したが、興安省邦人の一団は東進するソ連戦車部隊に追及され葛城岳で多くの死亡者を出した。また、興安省原郷開拓団は、新京に向かう途中、土匪の襲撃を受け、ほとんど全滅した。

d 西南満方面

(a) 興安南省

11日の引揚命令により同日夕から12日にわたり列車で瀋陽、通化方面に避難した。奥地のもは集団で徒歩で後退したが、途中、蒙古軍や暴民のため迫害を受け、全滅したもの、行方不明となったもの、自決するもの多数の犠牲者を出しつつ、新民、瀋陽、阜新に到着した。

(b) 興安西省

婦女子のうちにはトラック、バス等により赤嶺又は阜新を経て安東に到着したものもあるが、徒歩で東方に向かった邦人群は、途中、ソ連軍及び土匪のため随所で攻撃を受け、自決、全滅、行方不明等多数の犠牲者を出しつつ長春、鉄嶺、安東に到着した。

(c) 熱河省

ソ連軍の進入が遅かったため、邦人の大部分は無事に安東、錦州、瀋陽へ、一部は北京に避難した。北支の遷化に分駐していた日系一心隊員約50名は、満系隊員の反乱によりほとんど全員が殺害された。

e 中東満地域

浜江省、竜江省では、ソ連軍、満軍及び暴徒等のため邦人のうちに多くの死亡者が出た。

長春においては、関東軍は、邦人を一般市民、団体会社、官、軍の順度で避難させることを滿州国政府側に要請するとともに、10個列車を用意し、その第1列車は10日夕に長春駅を出発し得るように準備した。しかし、軍人軍属の家族から輸送を開始し、次いで満鉄職員の家族、一般邦人の順に出発させた。これらの避難者

り、部隊の掌握も困難となった。ソ連軍は関東軍による戦場地域の整理を否認したため、死傷者の收容加療、行方不明者の捜索その他の戦闘後の後始末を全く実施することができなかった。

8月19日にザバイカル軍管区司令官ガバリオフ大將が新京(長春)に飛来し、在新京部隊の武装解除がされ(通信機關を差し押さええて遮断し、交通制限もした結果、総司令部の機能は停止した。無線による東京との連絡のみが可能であった。)、翌20日、司令官は関東軍総司令部に入って、山田乙二總司令官及び秦參謀總長から停戦全般の状況と居留民の状況について説明を受けた。日本側から越冬準備ができていない事情を指摘してソ連側の善処協力を要請したのに対し、ソ連側は素直な態度で応諾の意を示した。9月3日に前記ワシントンフススキー元帥が新京に入り、総司令部で山田總司令官から停戦・武装解除の進捗状況などについて説明を受けた。その際、山田總司令官は、一般居留民に対するソ連側の好意ある取り計らいを懇請し、同元帥は理解ある態度を示したが、現実にはそれについて何らかの措置がとられた形跡はみられなかった。9月5日、ソ連軍は関東軍總司令部の武装解除をし、書類等の獲取をし、山田總司令官、秦參謀總長以下の主な将官、淺田(情報)、野地(作戦)岡大佐、橋島・朝枝(いずれも作戦)両中佐を空路ハルビンに一泊した後ハバロフスクに移送した。既に8月20日に第3方面軍の、23日に第1方面軍の各首魁が入ソさせられていた。

b 満州、北鮮等において終戦を迎えた日本軍は、おおむね8月末までに武装を解除され、ソ連軍の命令によって逐次各地に集結收容され、ソ連軍の管理下に置かれた。この間、離隊する兵員も多く、特に満州、北鮮では現地に家庭を持つ現地心左者で家族を求めて離隊する者が続出した。ソ連軍は、一般の邦人に対して日本人であることを理由に逮捕することはなかったが、武装解除後に集結收容した軍人の人員が部隊の補入人員に照らして不足する場合は、市民のうちに逃れた軍人や兵役年齢の邦人男性を拉致して人員の充足を図った。このほか、日系満州區官吏、區勲和会役員、朝鮮總督府等の官吏、警察官、重要な職域の幹部らもソ連軍によって逐

次逮捕され、これらは、ソ連兵や現地住民の掠奪、暴行とあいまって終戦後の邦人に極度の不安を与えた。作業大隊に編成されて莫満州からソ連領に移送された人員は約21万人、北満州からのそれは約7万4000人、中・南満州からのそれは約15万2000人、作業大隊に編成されないでソ連領に移送された人員は合計約5700人であった。これらの大部分は8月下旬から昭和20年(1945年)末までにはソ連領に送られた。なお、ゴツダム宣言第9項には「日本国軍隊は完全に武装を解除せられたる後各自の家庭に復帰し平和的且つ生産的の生活を営むの機会を得しめらるべし」とあり、ソ連もこれを前提に日本に宣戦布告し、日本もこれを前提として降伏したのであるが、関東軍はじめソ連軍占領管理下の軍人がなぜその後シベリア等に抑留されたのか、その理由・経緯は証拠上明らかでない。

(エ) 満州における日本人の越冬状況

a 二江省

佳木斯市では、国境付近の住民及び開拓団から避難してきた日本人約400人が越冬し、越冬期間中に約260名が発疹チフス及び栄養失調で死亡した。この間、健康な者はソ連軍及び八路軍により強制労働が課せられた。

依蘭では、樺川から避難した開拓団員及び県内開拓団員の一部約1400名以上が越冬し、約700名以上が死亡した。婦女子で満人の妻になったものが多かった。通河県では約3000名の開拓団員が越冬したが、匪賊の襲撃、発疹チフス、再帰熱、栄養失調等で極めて多くの者が死亡し、約200名以上の者が満人の妻となった。

方正県では佳木斯以南の地域にあった開拓団員が避難して混雑を極め、約6000名から8000名が越冬し、伊漢通收容所、興農合作社、水利組合倉庫等に收容された。伊漢通收容所では所帯品の大部を掠奪され、暖房、医療の設備もなく、全員栄養失調と伝染病に悩まされ、伊漢通開拓団本部に收容された約2000名の約半数が死亡した。婦女子は満人の妻等になる者が多く、子供を満人に託す者も経出した。満人の妻等になった者は約2000～2500名、死亡者は2500名以上

と推定された。

b 牡丹江省

牡丹江市では、難民等を加えた残留日本人は昭和20年（1945年）12月で約450名で、その3分の1が女子であった。その後、奥地から避難してきた者やソ連の収容所から解放された者を加えて昭和21年（1946年）3月末には日本人は約1200名となった。そのうち600名は満人及び鮮人宅に寄寓し、他は集団生活をしていた。牡丹江では、牡丹江日本難民救済委員会が組織され、満人、鮮人の協力が得られたため、死亡者は約300名前前後にとどまった。

東京城付近一帯には約3000名が越冬したが、多くは難民で街公署からわずかな食糧の配給を受け、農家の日雇等をして生計を立てていたが、逐次収入の途を失って死亡する者が多く、その数は1000名に近いといわれた。また、生活手段のない者で満人家庭に入る者も多かった。

c 間高省

延吉市では、小学校、教会、民家等に分かれて約1万7000名の日本人が越冬し、栄養失調、発疹チフス、コレラ等により、幼児の大部を含んで約5000名が死亡した。

竜井街では、約3000名が越冬して五百数十名が死亡した。

図們街では、約2000名が越冬して約200名が死亡した。

琿春街では、約5800名が越冬し、長鉱夫や農家の手伝いなどで生計を立てていたが、約1000名が死亡した。

安図県では、約1000名が越冬したが、治安が良好なため強制労働や農業に従事して生活することができ、死亡者は約250名であった。

d 黒河省

邦人の多くは北安に南下避難したため、越冬者はなかった。前記のとおり、入ソ作業大隊の中継地点であったため、残留される者、逆送される者などが滞留し、昭和21年（1946年）3月時点で約三千数百名に達した。

e 北安省

北安街で約200名が越冬した。

嫩江街で昭和20年（1945年）12月末で約1300名が越冬し、約600名が死亡した。この間、満人の妻となる者もあった。

通北では約1700名が越冬し、死亡した者約300名、満人の妻となった者50名以上であった。

f 興安東省

札蘭屯では避難してきた約1000名が越冬し、約300名が死亡した。

g 興安中省

興安嶺とその周辺では100余名が越冬したが婦女子が多かった。

h 竜江省

齊齊ハル市では、既住の住民と周辺からの難民約2万7000名を合わせて約5万名が市中の体育館、官吏会館、映画館、軍倉庫、料亭、学校、会社社宅、官舎、市民住宅等に収容されて越冬し、栄養失調、発疹チフスにより約3500名が死亡し、4000名近い行方不明者があった。

甘南県では、約5000名が現地で越冬したが、約700名が死亡し、約百数十名が満人の妻となった。

i 綏江省

ハルピン市では、避難民で定着した者が約8万8000名に達し、市内3000か所以上の場所収容され、既住者約7万3000名とともに越冬したが、ソ連兵や満人による掠奪暴行、食糧や燃料不足により生活は悪化した。昭和20年（1945年）9月上旬、日本人居留民会（11月以降は日本難民救済会）が組織され、難民の救済が開始されたが、無料救済は10月中旬に停止され、日本人は、物売り、下僕、職工、自由労働者、農業労働者等として生活の途を求めるとに努めたが、越冬期間中に凍死、栄養失調、発疹チフス、肺炎等による死亡者は難民1万2000名、既住者3000名と推定された。